



## 情報(第9号)



### 長時間労働の抑制と売上向上

#### 1 人手不足

どこでもある話は「人がいない」です。現在、日本は深刻な労働力人口の減少、少子高齢化の問題に直面しています。景気の上昇や人手不足も重なり山口県の有効求人倍率は平成29年12月時点で1.52となっています（厚生労働省「一般職業紹介状況」）。

このような人手不足となっている環境のなかで、人材確保は企業にとって急務です。再度、労務管理を見直し時代に沿った働き方を取り入れ、優秀な人材確保につなげていく発想が必要になっています。

#### 2 ワークライフバランスの推進

新たに人材を確保することも重要であると同時に、今いる優秀な人材を流出させないことも重要です。そのためには他に先んじて、長時間労働を抑制し、福利厚生充実、社員（特に女性）が働きやすい職場環境を整えるなどの企業努力が必要になってきます。

長時間労働の問題は、平成30年4月から全国321か所あるすべての労働基準監督署に特別チームを設け、違法な長時間労働が疑われる企業への監督指導の実施、労働法制の知識が不十分な中小企業などへの啓発活動に取り組むと表明されています（平成30年1月24日衆議院本会議加藤厚生労働大臣）。

田村前々厚生労働大臣は、「ブラック企業は許しません」と表明していました。今は「わが国に染み付いた長時間労働の慣行を打ち破ります」（本年1月22日安倍総理の施政方針演説）と宣言。これらからすれば、以前より一歩進んで「労働法制を知らないではすみません」との方向にあると考えるべきです。銀改流に言うところ「従業員に愛を」という時代です。

#### 3 成長戦略と安全配慮義務の履行

仕事があるから完成させないといけないと、長時間労働に頼らざるを得ない実情はよくわかります。不当に短い工事期間の要求など発注者側に問題があることもあるでしょう。しかし、それでもその発想は変えるべきときです。

まず、どうしたらよい働き方になって、しかも売上の向上ができるのか、それを考えるべきで、働き方改革は企業の成長戦略そのものと捉えるべきです。その認識が企業を成長させ、そうでない企業はやがて衰退するでしょう。長時間労働抑制は受動的ではなく能動的に対処するもので、企業代表者も従業員も意識を変え、労働基準監督署に言われるまでもなく、自ら働き方改革を断行しましょう。

(飲食店の事例)「新入社員として飲食店を経営するD社に入社した亡Aは、月間時間外労働時間が300時間を超えることがしばしばあり、その過重労働のため入社してわずか4か月後に急性左心機能不全で死亡したとし、飲食店会社が社員の恒常的な過大労働時間の実情について認識しつつ、あるいは極めて容易に認識できたにもかかわらず、これを放置し、何ら実効性のある改善方策をとってこなかった」として責任者2名にそれぞれ約3900万円もの損害賠償を命じられました(大阪高等裁判所平23.5.25判時1033-24)。認識を変えて実行すれば、安全配慮義務は必然的に履行できます。

#### 4 三承工業株式会社の取り組み

今回、働き方改革に取り組み、成功している企業を紹介します。それは三承工業株式会社(岐阜市:代表取締役西岡徹人)で、新築工事・リフォーム工事・土木工事などの建設業を行っている会社です。

同社は以前まで「長時間労働は美德」との風土だったそうです。1日19時間労働もザラで有給休暇も取得しづらい環境、男性中心の職場から女性の意見が全く通らないなど社内の雰囲気も悪く、社員間のコミュニケーションも不足していたと振り返っておられます。

そこで、働き方改革の取り組みが開始されました。具体的にはグループLINEを活用し、誰が今何をしているのか全員で情報を共有し、仕事内容が重複しないよう効率化を図りました。また女性が働きやすい職場環境を作るためキッズルームの整備を助成金で行い、カンガルー出勤ができるようにしました。このような環境整備を行ったことで、母親目線の機能性を高めたローコスト住宅の販売にも至ったそうです。すべての取り組みを書くことはできませんが、結果として同社は平成23年から平成29年にかけて売上が2倍にもなったと発表されています。

ここで言えることは、「仕事が快適で楽しくなると効率が上がり、売上也向上する」ということです。長時間労働抑制と売上向上は二律背反ではないし、してはいけません。同社が最も重視されたことは、従業員が輝く仕組みづくりであり、大いに学ぶべきことです。

当法人では働き方改革に取り組む企業を全面的にバックアップさせていただきまます。少しでも興味を持たれた方は当法人までご連絡ください。従業員が輝く健康企業を目指していきましょう。

ご意見・ご質問があればお寄せください。勿論、訪問によってもお受けします。なお、本情報が不要であるときは、お手数ですが、電話・FAX・メールによりお知らせください。

745-0031 周南市銀南街21 銀南ビル2階  
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp